

成田市入札等監視委員会議事概要（令和2年度第2回定例会議）

【 書 面 審 議 】

- 【日 時】 令和3年1月22日（金）
【開催形態】 書面審議による
【審議委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

1. 開 会
2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

令和2年4月1日から9月30日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

枝広委員長

入札不調案件一覧に、今期から不調あるいは落札の経過報告を追記して頂き、より経過が判別し易くなりました。有難うございました。分析しているとは思いますが、不調に終わっている工事では耐震化工事、改修・修繕工事、崩壊対策工事などが多いようですので、安心・安全面の対策としてしっかりと検討を進めて、必要性に応じた迅速な対応を期待しています。

分析内容と状況および今後の予定をお伺いします。

事務局

不調となる原因は案件により様々でございますが、予定価格・発注時期等の条件が業者側の採算に見合わないことや、工法・施工場所の特殊性等により、対応可能な業者が不在であったことが主な原因であると考えております。

不調案件の内、契約に至っていない案件については、積算の見直しや発注時期の調整、業種・工法の変更等を検討したうえで、改めて発注をする予定です。

大越委員

入札不調案件一覧中の「水道事業配水管耐震化工事（幸町2工区）及び消火栓修繕（その2）」について、6回にわたり不調となっているが、市として考えられる不調となった理由は何か。また、現時点においても落札されていないのか。

事業担当課

入札が不調となる工事の傾向としましては、工事箇所の交通量を考慮して夜間施工として
いる工事や市街地内の狭隘道路における工事が入札不調となる割合が高くなっております。

このような施工条件の水道工事の業種を土木一式工事で発注し、他の土木工事と発注時期
が競合した場合、水道工事が敬遠される傾向があるものと推測しております。

今後の予定につきましては、ゼロ市債を活用して3月中に契約するため、現在、入札の準
備を進めております。なお、今年度に契約し工事が完了した「水道事業配水管耐震化工事（幸
町1工区）及び消火栓修繕（その1）」におきましては、工事内容の一部見直しと工事種別を
土木一式工事から管工事に変更して入札を行ったところ、契約に至った事例がありますので、
本工事の発注方法につきましても検討を進めて参ります。

(2) 選定事例の審議について

令和2年4月1日から9月30日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽
出した7件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例1 成田市公設地方卸売市場再整備外構工事（2工区）

[制限付一般競争入札（総合評価方式）]

枝広委員長

1工区・2工区共に類似した整地、舗装工事等と思われませんが、外構（舗装）工事を1工
区（主に道路部）と2工区（主に駐車場部）に分けた理由について、請負代金額なのか、技
術的能力なのかなども含めて、具体的にご説明をお願いします。

事業担当課

外構工事であるため、先行している別工事の建築工事や電気・機械設備工事がある程度、
終了していないと施工できない制約がある中、市場の開場時期もありますので、外構工事と
しての施工期間は限られたものとなります。その中で工区を分けて発注することで、限られ
た期間内で適正な工期を設定することとしました。

枝広委員長

1工区では6者が、2工区では10者が入札に参加しているようですが、ほぼ同じような業
種にも拘らず、何故応札業者数に違いが生じたのかを把握していますか。

事業担当課

入札の結果であり、把握はしておりません。あくまでも推測ですが、1工区（道路部）の
施工範囲が市場本体棟まわりから市道への出入口部までとなっているため、先行している別

工事の建築工事や電気・機械設備工事の施工ヤードや搬入路となるなど工事間調整が多くなること、また、施工方法も制約が多くなることで1工区の応札者数が少なかったのではないかと考えております。

枝広委員長

1工区では2工区と同様に総合評価方式により、A社が落札していますが、一方で2工区は入札金額の最も小さいA社が失格し、評価値2位のB社が落札していますが、その経緯と理由について説明をお願いします。また、単なる推測ですが、入札条件に両工区は落札できない旨の条件を、事前に文書等にて公開していたのでしょうか。

事業担当課

分割で発注するにあたり、市内業者により多くの受注機会を確保するため、両工区同時に受注できないこととしました。そのため、2工区の公告文に『「成田市公設地方卸売市場再整備外構工事（1工区）」を落札した者は本工事の落札者になることはできない。』としていたことから失格となりました。

枝広委員長

両工区の契約年月日、事業期間が同一になっているため再度お伺いします。

事例1の資料では、1工区の手続きの経過（公告期間、受付期間、開札日、契約日）が不明のため十分理解できていないこともあります。時系列的に見た場合、1工区の事業者が決定してから、その後に2工区の入札に移ったと解釈して宜しいのでしょうか。

適切な手続きが行われたのであれば問題ないのではと思われませんが、1工区と2工区の契約者が逆になったこともあったのではと懸念し、確認させていただきます。

事務局

7月1日に1工区の開札を実施し、低入札価格調査後の7月16日に落札決定をした上で、7月20日に2工区の開札を実施いたしました。

なお、1工区・2工区共に議会案件であるため、落札決定後に仮契約を締結し、議決日と同日の9月24日が本契約日となったことを申し添えます。

枝広委員長

細かいことですが、特記仕様書の「第22条 安定処理（路床）」で設計CBR値を3%とすとなっていますが、3%では大型自動車が通行・駐車するには最低限の支持しか期待できないと思われませんが、安定処理（スタビライザー）工を実施することによって事前と事後のCBR値の数値は把握されていますか。

事業担当課

舗装設計により設計CBR値を3%と設定しております。安定処理工施工前の現況CBR値は1.1%となり、施工後には現場CBR試験により確認していく予定としております。

枝広委員長

細かい部分のため参考程度にしたいと思いますが、「設計C B R 値を3%とする」というような限定した特記仕様書の条文になっていますが、今後このような場合は“3%以上とする（または、最小値を3%とする）”という表現の方が適切なのではと考えています。ご検討ください。

事業担当課

設計意図としてはお示しいただいた考え方の通りでありますので、次回は参考にさせていただきます。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 舗装修繕工事（吉倉地内線）

〔制限付一般競争入札〕

大越委員

最低制限価格は事前公表しているか。

事務局

事前公表しています。なお、工事の入札案件については、予定価格及び最低制限価格の事前公表を原則としております。

大越委員

全ての舗装修繕、災害復旧等の道路工事において、ほとんどの業者が最低制限価格で入札しており、入札における競争原理が働いているとは考えにくい。昨年の委員会でも同様の指摘をしたが、成田市としては、ほとんどの業者が最低制限価格で入札していることについて、何か対策を検討しているか。

事業担当課

工事の積算は、千葉県積算基準を使用して設計しており、設計内容は適正であると考えております。

入札については、十数者からの入札があったことから競争原理は働いているものと考えております。

最低制限価格での入札は、入札参加業者の受注意欲の高さからと考えております。

枝広委員長

大越委員の再質問に対して、「設計内容は適正である、競争原理は働いている、受注意欲の高さから」等であるとのことご回答は理解できますが、より理解を深めるために、以下の事項について補足説明を頂ければと思います。

一般競争入札にほぼ限定されると思われませんが、事業の種類によって最低制限価格を設け

た過去の経緯と、予定価格に対する現状の割合の決定方法・内容について、ご回答願えれば、それらが適切か否かも含めて今後の対策が検討できるのではと思料します。宜しく願い致します。

事務局

「成田市建設工事等最低制限価格設定要領」により、予定価格が 130 万を超える建設工事等や予定価格が 50 万円を超える測量業務、建設関係コンサルタント業務委託等の案件について、最低制限価格を設けております。建設工事における最低制限価格の算定方法については、直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額の合計額の千円未満を切り捨てた額に、100 分の 110 を乗じた額です。

なお、この算定方法は、国土交通省が事務局である「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」モデルに準拠しております。

〔以上で事例 2 の審議を終了〕

事例 3 成田市市営住宅長寿命化計画改定業務委託

〔制限付一般競争入札〕

横山委員

本事業に関して、容易に入札し難いような設計・施工の特殊性が存するか。

事業担当課

本業務の長寿命化計画策定に加え、排水管の内視鏡カメラ調査等が含まれますが、特殊性はないと考えます。

横山委員

その他、入札をし難い事情が存するか。

事業担当課

長寿命化計画は、国の策定指針に基づいて策定する業務であり、本業務において入札をし難い事情はないと考えます。

横山委員

入札前に本事業について設計図書の閲覧、質問等を行った事業者数は。

事務局

設計図書については、ちば電子調達システム上で公開されており、どなたでも閲覧できる状態であったため、閲覧数については把握しておりません。また、質疑はありませんでした。

横山委員

予定価格について、積算基準等に基づき容易に想定可能か。

事業担当課

本業務は設計等とは異なり標準的な算定方法がないため、各社の積算金額には違いが出ると思われます。そのため、事前に複数者から見積りを取得し、それらを参考に予定価格を設定しています。

なお、予定価格は事前公表であり、把握は可能です。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 電算システム管理業務委託

[随意契約]

枝広委員長

随意契約理由の文中で、「災害時等のリスク分散を図っている」とありますが、具体的にはどのような災害を想定し、リスク分散としてはほぼ完璧なのかをお尋ねします。

事業担当課

現在、基幹業務システムの情報サーバーは千葉県内にあり、バックアップデータを茨城県内で保管しております。万が一、千葉茨城を含む関東圏で大規模な災害が発生した場合に備え、西日本（岡山県内）にも重要な情報資産のバックアップデータを保管し、行政サービスの停滞が起こらないよう対策を講じております。

なお、バックアップデータについては、情報サーバーとデータセンターを専用回線で結び毎日送信しております。データの保証範囲としましては、前々日までのデータが保証されております。

枝広委員長

その他参考となる事項の文中で、「平成31年4月からは、千葉県内唯一の自治体クラウドとして総務省に認可」とありますが、間違いはありませんでしょうか。また、そうであるとすれば、将来的にも本業務は継続的に当該業者に委託することになるとお考えでしょうか。

事業担当課

平成31年4月から千葉県内唯一の自治体クラウドとして総務省に認可されております。

なお、当該業者から他社システムに切り替える場合、本市の業務に合わせるため、プログラム修正等に追加費用が発生すること、住民記録や税情報等、他のシステム間の連携調整も必要となることから、引き続き、当該業者のシステムを利用することが有意であると考えます。

しかし、他社システムにおいても、それを利用した場合の経費や事務効率、セキュリティ等を総合的に比較し、より費用対効果の高いシステムがある場合は、変更も考慮し、常に見直して参りたいと考えております。

事例5 キレート処理業務委託

〔随意契約（単価契約）〕

大越委員

契約の相手方は成田富里いずみ清掃工場の所在地を本店所在地としているが、成田市から相手方に対する出資または職員の出向、派遣等、相手方と成田市とは関係があるか。

事業担当課

契約の相手方の成田富里環境マネジメント株式会社は、成田富里いずみ清掃工場の設計・施工を行った株式会社 川崎技研が出資し、設立した特別目的会社であり、市からの出資または職員の出向、派遣等はありません。

大越委員

当初契約の条項に、当初10年間の間にキレート処理を行なう場合については、後半10年間との差額を単価とする旨の条項があるか。

事業担当課

当初契約の契約条項に差額を単価とする定めはありません。このため市と受託者とで協議し、キレート処理を毎年度、別契約としているものです。

大越委員

キレート処理業務は、契約当初から現在まで毎年継続して行なわれていると想定される（審議事例説明書には平成28年度以降しか記載されていないため、それ以前は不明であるが）が、契約当初10年間はエコセメント原料としての処理を見込み、キレート処理を見込んでいなかったのはなぜか。

事業担当課

平成24年10月の稼働開始以降10年間は、飛灰の処分としてエコセメント化による再資源化をすることとしておりました。このエコセメント化をする場合には清掃工場から飛灰を搬出する際にキレート処理を必要としないため、キレート処理の工程を見込んでいなかったことによります。

大越委員

単価（493円/t）設定は、相手方との20年契約の中で、キレート処理をしない当初10年間の単価（1,958円/t）とキレート処理を見込んだ後半10年間の単価（2,451円/t）の差額で決定したとの事であるが、当初（平成24年）の契約時に設定したキレート処理を見込んだ後半10年間の単価（2,451円/t）は、現時点の一般市場価格と同程度のものであるのか。

事業担当課

契約時（2,451円/t）と現時点の市場価格を合わせるために、20年間の委託契約約款に基づき当該年度と前年度を比較して、プラスマイナス3パーセントの許容範囲を超える場合、

翌年度の委託費のごみ処理単価を改定しています。

なお、本来、前半 10 年間はキレート処理無しでの見直しとなりますが、現在、キレート処理が必要であるため、キレート処理経費を含めた変動費で毎年度見直しをしています。

大越委員

「委託契約約款に基づき当該年度と前年度を比較して、プラスマイナス 3 % の許容範囲を超える場合」とは、何を前年度と比較しているのか。

事業担当課

20 年間の運転維持管理契約で市が支払う委託費は、人件費や定期点検、補修費用などごみ処理量に関係なく支払う固定的な経費と電気料金や燃料、薬剤類などのごみ処理量に応じて支払う変動的な経費を合算して算出しています。固定費、変動費それぞれを前年度と比較し、プラスマイナス 3 % の許容範囲を超える場合は、当該年度の委託費を変更しています。

大越委員

契約単価（493 円/ t）は、あくまでもキレート処理を行わなかった場合と同処理を行った場合の差額であると考えられるが、キレート剤の購入費等キレート処理自体に要する費用について、平成 24 年時点で設定した差額（493 円/ t）が、現時点での一般市場価格と同程度のものであるか検証を行っているか。

事業担当課

キレート処理を含む物価変動による処理単価の見直しについては、20 年間の委託契約約款に基づき行っており、キレート薬剤等の見直しについては、日本銀行調査統計局から公表された企業物価指数により、当該年度と前年度を比較しています。その結果、キレート処理を含めた経費の見直しについて、いずみ清掃工場運転維持管理業務全体の処理単価に反映しています。

大越委員

全体の処理単価には反映しているとのことであるが、キレート処理業務の契約単価自体は変動していないようである。当業務委託契約は特命随意契約であるため、年度ごとの単価の見直しについて、ご検討いただいた方が良いのではないかと思います。

〔以上で事例 5 の審議を終了〕

事例 6 児童生徒用タブレット端末等機器

〔随意契約（公募型プロポーザル）〕

横山委員

本件タブレット端末（ハードウェア）は汎用品か否か。否とする場合、仕様の特殊性はいかなるものか。

事業担当課

汎用品となります。

横山委員

選定の過程において、市は同等品の市場価格調査を行っているか否か。

事業担当課

市独自での市場調査は行っておりませんが、今事業は国の補助事業であり、補助内容は、地方財政措置済分（全体の1／3相当）を除くタブレット端末について、1台当り最大45千円の補助となっております。従って、端末価格は補助額とほぼ同額での提案が予想されたものです。

横山委員

インストールされるOS及びアプリケーションソフトウェアに本件のため独自開発されたものが存するか否か。

事業担当課

独自開発されたものはありません。

横山委員

導入に係る仕様書「5. 納入物件の留意事項」記載の初期設定のうち特殊な技能を要すると考えられる設定作業はあるか否か。

事業担当課

各種設定作業等、ある程度の専門性は求められますが、特殊な技能を要すると考えられる作業はありません。

横山委員

それぞれ特殊な事情がないとした上で、それでも随意契約を相当とする事情は何か。

事業担当課

本事業は、国において示されたGIGAスクール構想に基づく整備であり国庫補助事業となります。整備に当たり、国において3種のOSが示されており、そこから1種を選定し導入することとなります。

導入にあたり、本市の教育においてどのOSが適当であるか、また、併せて学習用ソフトウェアなど追加でインストールするものはどうすべきかなど、比較検討すべきことが多々ありました。しかしながら本事業は、当初令和5年度までの整備予定であったものを、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校等に対応できるよう、令和2年度中に全ての整備を行うことが急遽決まったものであり、OS及びソフトウェア等の選定について、具体的に検討するのは困難であったことから、学校現場での活用方法を含め事業者に提案いただき選定することとしました。

物品購入であることから、機器の価格については当然考慮すべき点ではありますが、今回は定額の補助事業であり、仮に機種の種類のみによる競争入札を行ったとしても金額差はあまり出ないことが想定されました。また、選択するOSによって、ソフトウェアの内容が変わってくるのが予想され、それによるランニングコストの差が生じることが想定されたため、機器のみの入札ではなく、機器の提案と併せて導入すべきソフトウェアの提案を求めたものであります。

選定に当たっては、学校現場での活用方法に即しているか、児童生徒が使いやすい仕様となっているかなどの現場目線を確認するため、選定委員に学校現場の教員を2名配置しました。また、多額な費用が発生する事業であることから、端末導入後のサポートや、更なるICT環境の充実など今後想定される近い将来を見据えた運用の提案ができるかなど、条件に見合った高度な知識、技術、実績及び企画力を有する事業者を選定する必要があると考え、公募型プロポーザル方式による業者選定としました。

なお、本案件につきましては、参加資格として、成田市入札参加資格者名簿に「物品」部門「電算機・電算用品」として掲載されている者で、所在区分が市内業者、準市内業者又は県内業者の者としており、181者からの提案が可能でございました。

事例7 高規格救急自動車購入（成田救急1号車、三里塚救急1号車）

〔制限付一般競争入札〕

大越委員

特殊車両であり、製造販売会社数も限られていると考えられるが、仕様書の作成にあたっては、特定のメーカー・車種を想定したものであったのか。

事業担当課

どのメーカーでも入札できる仕様書の内容であり、特定のメーカーや車種を限定したものではありません。

大越委員

特定のメーカー・車種を想定したものではなく、一般競争入札で予定価格を事後公表としているにも関わらず、落札金額が予定価格とほぼ同額（99.9%）であるのはなぜか。

事業担当課

予定価格につきましては、他市の事例や過去に導入した車両実績及び複数者の見積りを参考にした上で算出しておりますので、なぜ、落札額が予定額とほぼ同額であるかは分かりかねます。

今後、同種の案件につきましては、落札率等を注視してまいります。

〔以上で事例7の審議を終了〕

以上